平成１９年度第１回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成１９年４月２４日（火）午前１０時
府中駅北第２庁舎　第２会議室

１　開会

２　会長あいさつ

３　議題

（１）個人情報の収集に係る諮問について（審議事項）　資料１－１
資料１－２
別添資料１～３

（２）個人情報を取り扱う事務の追加について（報告事項）　資料２

４　その他

５　閉会

資料１－１

１９府総広発第　　号

平成１９年４月２４日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会　長　　山　上　義　人　様

府中市長　野　口　忠　直

個人情報の収集について（諮問）

本市では、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、今年度から、東京都後期高齢者医療広域連合への個人情報提供を開始します。これにあたっては、府中市個人情報の保護に関する条例第１５条第１項第２号の、本市の電子計算組織と他の地方公共団体の電子計算組織との通信回線による結合を行うこととなります。

つきましては、「後期高齢者医療制度」運営に伴う、個人情報を処理するための電子計算組織の通信回線による結合の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申しあげます。

諮問事務一覧表

1　条例第１５条第１項第２号の規定により諮問する事務（電子計算組織の結合の制限）

	個人情報を取り扱う事務の名称	電子計算組織の結合先	提供する情報の内容	担当部課
1	「後期高齢者医療制度」運営に係る事務	東京都後期高齢者医療広域連合	資格管理、保険料決定、医療給付に必要な被保険者及びその被保険者の属する世帯全員の情報	高齢者支援課

資料１－２

府中市情報公開・
個人情報保護審議会
平成１９年４月２４日

後期高齢者医療制度に係る個人情報の提供について

１　意見聴取案件

電子計算組織の結合の制限
（府中市個人情報の保護に関する条例第１５条第１項第２号）

２　趣旨及び目的

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、７５歳以上の高齢者及び６５歳以上で一定の障害のある高齢者を対象にした新たな医療制度「後期高齢者医療制度」が平成２０年４月より創設される。（資料１参照）

運営は平成１９年３月に発足した東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）が資格管理、保険料賦課、医療給付等を行い、本市が保険証交付、保険料徴収等を行う。

そのため、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という）では、市区町村に対し、広域連合への被保険者に関する情報提供を義務付けている。

３　広域連合と市区町村の役割

東京都における主な事務分担は次のとおり。

(1) 広域連合

資格管理、保険料賦課、医療給付（医療費請求の受理及び支払い）等

(2) 市区町村

被保険者に関する情報提供、保険証交付、保険料徴収、各種届出書の受理等

※保険料徴収については、年金からの特別徴収及び口座振替の普通徴収とする。

４　対象者

後期高齢者医療被保険者数

平成１９年４月１日現在　約１７，９００人

5　情報提供事項

資格管理、保険料決定、医療給付に必要な被保険者及びその被保険者の属する世帯全員の情報。

（1）住民・外国人登録情報

個人番号、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、住民登録年月日、住民異動年月日、転入・転出先等

（2）老人保健情報

受給者番号、資格取得・喪失年月日、金融機関等

（3）所得・課税情報

所得情報年度、変更年月日、課税標準額、各種所得額等

（4）収納・給付情報

徴収額、徴収年月日、期割情報、過去１年高額療養費該当月等

6　外部提供先

広域連合

高齢者医療確保法第４８条に基づき、平成１９年３月１日に設立された都内６２市区町村で構成する地方自治法第２９１条の２に規定する特別地方公共団体。（資料２参照）

所在地は、東京都千代田区飯田橋３の５の１（東京区政会館１５階及び１６階）で、職員は、東京都及び広域連合を構成する市区町村から派遣。

7　後期高齢者医療システム

(1) システムの考え方

平成１９年度中に、広域連合及び市区町村は、業務を処理するシステムをそれぞれ新規開発し、広域連合と各市区町村のシステムを広域イーサネットで接続したネットワークを形成する。（資料３参照）

本市も、広域連合が示すシステム仕様に従い、後期高齢者医療システムの開発を進めている。

(2) システム結合の必要性

後期高齢者医療制度は、広域連合と市区町村が事務を分担し運営することから、お互いに必要な情報を迅速に交換する必要がある。来庁された転入者等に対し、保険証の即時交付等、市民サービスを提供するには、住基情報をはじめ資格管理、保険料賦課等に必要な情報を随時更新することが必要である。

結合方法を回線結合ではなく、電子媒体での情報交換にすると、転入者等に迅速に対応できないほか、人手を介し媒体を運搬するため、情報紛失等のリスクが高い。

以上のことから、広域連合と各市区町村のシステムを回線結合することが最適である。

(3)システム及びネットワークの概要

ア　広域連合が資格管理システム、保険料賦課システム、医療給付システムを開発し、専用端末を市に配置する。

イ　本市では、広域連合システムからの情報をもとに、保険証交付システム、保険料徴収システム、医療給付受付システムを新規開発する。

ウ　双方のシステムをセキュリティが確保され、他のユーザがアクセスすることはできない広域イーサネット回線で接続し、ネットワークを形成する。

(4) 主な情報の流れ

ア　資格関係情報　　府中市（住基・所得）→広域連合（資格判定・決定）→府中市（保険証交付）

イ　保険料徴収情報

府中市（住基・所得）
↓
広域連合（賦課）
↓
府中市（徴収方法の決定）
- 年金保険者（徴収）特別徴収
  電子媒体
- 通知書
  被保険者（納付）普通徴収

8　個人情報の保護対策について

(1)　広域連合との結合は専用回線を使用し、送信する交換情報ファイルは暗号化する。システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォール本市と広域連合に設ける。また、ウィルス対策ソフトを導入して、システム及びデータの保護を図る。

(2)　送受信を行うシステム端末は、システム単独使用とし、既存の庁内ネットワークとは一切切り離す。

(3)　システム用端末は盗難・紛失・不正利用を防ぐため、セキュリティワイヤーで固定し、広域連合が配布または指定するもの以外のアプリケーションソフトの使用は禁止する。

(4)　広域連合システムに使用に関しては、高齢者支援課医療業務担当者のみが利用可能とし、当該職員のユーザーＩＤ、パスワードで管理する。

資料２

第2号様式(第5条)

平成１８年１１月２７日

個人情報取扱事務(変更・廃止)届出書

府中市長

福祉保健部地域福祉推進課長

府中市個人情報の保護に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止 □ 目的外利用・外部提供の開始	
2 個人情報を取り扱う事務の名称	府中市高齢者福祉電話事業	
3 変更、目的外利用・外部提供の内容	変　更　前	変　更　後
		府中市高齢者電話訪問事業廃止
4 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始の理由	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の孤独感の解消、安否確認を図るため、昭和60年10月より実施してまいりましたが、対象を高齢者福祉電話対象者に限定しているため、高齢者の増加傾向に反し年々利用者は横ばい、あるいは減少している状況です。代替措置が無く継続してまいりましたが、19年4月より府中市社会福祉協議会が、対象を拡大して高齢者電話訪問事業を実施することとなりましたので、この事業を廃止いたします。	
5 変更、廃止、目的外利用・外部提供の開始年月日	１９年　３月　３１日	
6 備考	年度内に電話訪問員・被訪問者に事業の廃止及び府中市社会福祉協議会事業への継続移行等について、文書で了承をお願いします。	